⑷　直接拡散方式を用いるものにおいて、空中線電力を測定する時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	最大電力を与える周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的バースト送信状態とする。

⑵　周波数ホッピング方式又は直接拡散方式と周波数ホッピング方式の複合方式を用いるものの場合は、拡散を停止させる。

4　測定操作手順

⑴　直接拡散方式を用いるものの場合

ア　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

イ　スペクトル分析器を２⑶のように設定して受信する。

ウ　試験機器を回転させて受信電力最大点に調整する。

エ　掃引を繰り返し受信電力が最大になる周波数を測定する。この場合、スペクトル分析器の周波数の測定精度を高めるため、周波数掃引幅を10MHz、１MHz、200kHzと順次狭くして受信電力が最大となる周波数を測定する。このとき、この周波数を中心周波数としてスペクトル分析器を２⑷のように設定する。

オ　測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して受信電力が最大となる位置を探し、この点でのスペクトル分析器の指示値を「E」とする。

カ　試験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を試験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を送信し、受信する。

キ　置換用空中線を回転し、受信電力最大点に調整する。

ク　測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して受信電力が最大となる位置にする。

ケ　標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力P_S又は「E」に近い値（±１dB以内）として、「E」との差から逆算して電力P_Sを記録する。

コ　補正前の空中線電力を次式により算出する。

$$P_O = P_S + G_S - G_T - L_F$$

P_S　：標準信号発生器の出力（dBm）
G_S　：置換用空中線の絶対利得（dBi）
G_T　：試験機器の空中線の絶対利得（dBi）
L_F　：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

サ　コの結果を２⑴により補正して１MHz当たりの平均電力を算出する。

⑵　周波数ホッピング方式又は直接拡散方式と周波数ホッピング方式の複合方式を用いるものの場合

ア　各ホッピング周波数における出現確率が均一であることを提出された書面により確認し、各ホッピング周波数における出現確率が均一である場合は、以下の方法により実施する。

⑺　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

⑴　スペクトル分析器を２⑶のように設定して受信する。

⑼　試験機器を回転させて受信電力最大点に調整する。

⑽　掃引を繰り返し、受信電力が最大となる周波数を測定する。この場合において、スペクトル分析器の周波数の測定精度を高めるため、周波数掃引幅を10MHz、１MHz、200kHzと順次狭くして受信電力が最大となる周波数を測定する。

⑾　⑽で測定した周波数において、測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して受信電力が最大となる位置を探し、この点でのスペクトル分析器の指示値を「E」とする。

⑿　試験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を試験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を送信し、受信する。

⒀　置換用空中線を回転し、受信電力最大点に調整する。

⒁　測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して受信電力の最大となる位置にする。

⒂　標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力P_S又は「E」に近い値（±１dB以内）として、「E」との差から逆算して電力P_Sを記録する。

⒃　全空中線電力を、次式により算出する。

$$P_O = P_S + G_S - G_T - L_F$$

P_S　：標準信号発生器の出力（dBm）
G_S　：置換用空中線の絶対利得（dBi）
G_T　：試験機器の空中線の絶対利得（dBi）
L_F　：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

⒄　⒃の結果を拡散帯域幅で除し、１MHz当たりの平均電力を算出する。

イ　周波数ホッピングの周波数分布又は各ホッピング周波数における出現確率が均一になっていない場合は、スペクトル分析器を２⑶のように設定して空中線電力の最大値を与える周波数を探索して、次にスペクトル分析器を２⑷のように設定し、最大電力を与える周波数における空中線電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値をmW／MHz単位で、定格（工事設計書に記載される。）に空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合であって、直線偏波の空中線で測定したときは、垂直及び水平成分の電力和とする。

⑵　試験機器の空中線の絶対利得は提出された書面により規定された値を使用する。

⑶　スペクトル分析器の検波モードが、電力の真値（ＲＭＳ）を表示するものであれば、ＩＦ出力に接続した高周波電力計を用いる代わりに、スペクトル分析器の指示値を用いることができる。

十九　副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）

1　測定系統図

